

令和7年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和7年6月10日（火） 午後1時30分

2 閉会 令和7年6月10日（火） 午後2時32分

3 場所 総社市役所1階 チュッピーホール

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理（農政担当）	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎（農地担当）	4番 定井 正雄（会長）
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正（会長代理）	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	澁江 隆司	竹内 功次	長代 悦和	大月 泉
杉岡 賢二	高谷 幹晴	藤井 久美		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 石川 浩二 主任 新谷 紗季子 主事 角田 祥

7 議事録署名委員

6番委員 7番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について
議案第 2 3 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について
議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について
報告第 1 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について
報告第 1 5 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
報告第 1 6 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
報告第 1 7 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後 1 時 3 0 分

(会長) それでは、只今より令和 7 年第 6 回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が 1 5 名、そして農地利用最適化推進委員が 8 名の出席です。農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第 3 3 条の規定により、6 番委員、7 番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第 2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第 5 条の規定により本日 1 日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第 3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第 2 2 号、農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について、を議

題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主事) 【議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号16番】

(農地担当) それでは16番、富原の件ですが、この件は、先月の総会で保留とさせていただいた案件です。先月保留とした後の動きですが、5月20日に受人、渡人の当事者双方と地元の委員2名、運営委員、事務局で現地で聞き取り等を行いました。先月の総会で保留した段階では、詳しく調査をして、場合によっては本総会にお呼びして話を伺うという話をして保留とさせていただきました。現地で色々とお話を伺い、また、現場を確認した結果、本総会に呼ぶ必要はないという結論に至りまして、本総会にはお呼びしておりません。議案としては通常どおり審議を行います。なお、現地確認時におきまして、この農地は元々農振除外を行った後、農家住宅を建てるように申請がなされておりました。その後、取下げとなったところでして、地面としては、農家住宅を建てるように地上げがなされております。そのことに関しまして、本来であれば取り下げられた段階で、農地へ復旧するのが本来であります。ですが、現状地上げのまま今に至っているということもありまして、これは渡人の方からその当時のことに関しての始末書を出すようにその場でお伝えしました。その結果、5月22日に始末書が提出されておりますので、それをもって今回の総会に再び審議するという流れになっておりますのでよろしくお願いします。では、あらためまして、16番、富原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) この案件ですが、先ほどお話があったとおりの経過をたどりまして、今回のあらためての審議となった訳ですけれども、結果としては、現地そのものは、隣の田面からいいますと相当深い位置まで埋め立てられておりまして、今まで20年ぐらいいは経っているという話でございました。学校行事での駐車場として利用されていて今に至るという経過をたどっております。現地の方ですが、前回皆さんが一番心配していた、畑として利用が可能なのかということですが、下までガラは入っていないという話ではあったんですが、あらためて聞いてみると下はどこまで入っているか分からないという話で、少しニュアンスが変わったなという感じでしたが、畑をする少なくとも上30センチくらいは真砂土だけだという話でした。駐車場として利用していたので、現実には畑としてすぐ使えるかといえどもそういう状況ではありませんで、ではどのようにするのかとあらためて聞くと、時期的には田植えの時期が終わってから、近所にショベルカーを持っている人がいるので、そこに頼んでいったん掘り起こすと。畑ができるような状態にして、できるまで掘り起こして、耕作していこうという計画を立てております。水については、当初の話では、東側の道から水道を引こうかという話でしたが、費用がかかりそうということで、井戸を掘ろう

という計画に変えてきたところです。どれぐらい水が出るかはやってみなければ分かりませんが、水はそれでおそらく心配はないだろうという話でした。総合的に考えまして、受人はやる気がある、ただ遠くからなのでどの程度頻繁に来れるか、まだ疑問な点がありますが、現地そのものは話どおりに進んでいけば畑としての利用はできるだろうと思っております。現状、南の端の方は一部は既に畑として、利用している部分があります。計画通りで進めていけば、畑として利用できるかなと考えております。

(農地担当) 渋江委員、お願いします。

(渋江委員) 何点か追加して説明します。前回の総会で2点ほど気なる点を申し上げたので、その振り返りからなんです、受人の取得農地面積が約1反の畑ですが、畑1反を女性1人で管理していくことができるのかということが私の指摘事項でありました。今回はっきりしたのが、渡人が土の掘り起こしから農地としての復旧、それから日々の耕作管理のサポートなどを行い、2名で協力していくということが確認できました。受人もそれが前提で、2名ですという前提で、今回購入するという約束のようであり、今回伺った範囲でも間違いはないようです。もう1点、心配事項があったのですが、受人が今回●●歳で、将来どこまでできて、今後どうなるのか、20年、30年先は考えているのかなということを聞いてみたのですが、受人には甥が2名ほどおり、いずれか1名には協力してもらって、管理はずっと続けていきたいということでしたので、今後ずっと先も、管理はするつもりなんだということでしたので、2点ほど気がかりがありましたが、確認できましたので、今回、とりあえず妥当かなと判断しました。以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。ただ今、地元委員2名から説明がありましたが、同じ日に立ち会っている運営委員としても同等の説明を受けております。先ほど渋江委員から話がありましたように、渡人が、受人が耕作できるようになるまで相当協力はするという話もいただきましたので、お呼びせずにここでの判断でいいかなと考えております。また、他の目的に転用できる土地でもありませんので、営農をきちんとやっていただくよう考えております。ほかにご意見ございませんでしょうか。

(農地担当) それでは、採決いたします。16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号23】

(農地担当) 続きまして23番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この申請地ですが、渡人が高齢で農業を廃止するということで、受人はこの土地を利用権設定により現在も耕作しております。その関係から、農地もこれまでどおり守っていけ

ますので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。

(長代委員) 補足はありません。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当) 続きまして24番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この件ですが、受人と渡人は親子で、今回贈与するものです。詳細については、藤井委員から申し上げます。

(農地担当) 藤井委員、お願いします。

(藤井委員) 先述のとおり、この2人は親子で受人は長男です。これまでも2人で耕作をしておられたようです。受人は●●市に住んでおりますが、近いうちに帰ってくるということで、それまでの間に、農地の名義を順次、贈与として変えていくということです。今後も2人で耕作していくことに変わりはなく、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号25番】

(農地担当) 続きまして25番、美袋の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この件は、地元としては問題ないと思いますが、大月委員から説明をお願いします。

(農地担当) 大月委員、お願いします。

(大月委員) 申請地は●●駅の線路脇にある農地で、受人は新規就農でありまして、今まで農業の経験が無いので、地元で手広く農業をしている方に指導を受け、農業機械も借りながらやっ

ていきたいということで地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく願います。

(農地担当) それでは受人の地区担当の中村委員、願います。

(5番委員) 今話があったとおりです。頑張って耕作されると思います。よろしく願います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号26番】

(農地担当) 続きまして26番、美袋の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(4番委員) この件は、地元としては問題ありません。詳細は、大月委員から願います。

(大月委員) この申請地は、受人がこれまで借りて作っていた土地ということで、名義を変更するということで地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく願います。

(農地担当) 受人の耕作地が他の地区にもございますので、杉岡委員にもお調べいただいております。何かありますでしょうか。

(杉岡委員) 何も問題ありません。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、26番は許可されました。

【受付番号27番】

(農地担当) 続きまして27番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件ですが、この土地は割田の土地です。面積的にも小さく、隣の土地を受人が作っているということで、譲り渡したいということでした。受人も1枚田で使えるということで、譲り受けて農業をしていくということで、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく願います。

(農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。

- (長代委員) 補足はありません。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。27番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、27番は許可されました。

【議案第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第23号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号3番、4番】

- (農地担当) それでは3番、槇谷の件ですが、次の4番と関連がございますので、一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (9番委員) この案件は、農地に農業用倉庫と浄化槽、農業用倉庫兼車庫を作っていたため、宅地拡張等で是正するものです。周辺の状況ですが、東は宅地、それ以外は農地となります。特に周辺農地への影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (10番委員) 現地調査と同じ意見で、問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この案件は、2件とも是正案件です。事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として既存の施設の拡張ということで適用しています。なお、本件につきまして、是正案件ということのため始末書が添付されております。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。3番と4番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、3番と4番は許可されました。

【受付番号5番】

- (農地担当) 続きまして、5番、奥坂の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (9番委員) 周辺の状況ですが、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地となります。特に周辺農地への影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件も是正案件で、台帳の上では農地であったところに、申請者の亡くなった父が進入路と車庫を設置し長年にわたって宅地の一部として使用してきたものであって、周辺営農に与える支障は考えられません。地元としては、問題ないものと思われます。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として既存の施設の拡張ということで適用しています。なお、本件につきまして、是正案件ということのため始末書が添付されております。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第24号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号5番】

- (農地担当) 続きまして、5番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (9番委員) 周辺の状況ですが、東は水路、西は畑で南が田、北に道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 1 番委員) この案件ですが、受人の2人は名字が違いますが、婚約中ということで、結婚したら家を2人で建てるということです。小学校に近い土地でありますし、将来的にも子供も増えるし人口も増えるので、地区としては農地は減りますけれども、いいかなと持っております。どうぞご審議ください。

(農地担当) 竹内委員、不足があればお願いします。

(竹内委員) 補足はありません。審議のほどよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号7番】

(農地担当) 続きまして、7番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(9 番委員) 周辺の状況ですが、東に宅地、西に田、南に田、北に道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 3 番委員) この案件ですが、申請地は国道から北に100メートルほど入ったところにありまして、周りに住宅が建っているところの1つです。西と南の田は今は作付けがされていませんが、きれいに草は刈られています。生活雑排水は合併浄化槽で処理して直接側溝に流さないようにし、雨水は北側の側溝に流すということです。日照、通風についても問題ないと思われます。受人は現在、市外のアパートに居住されておりますが、手狭になったため、住宅を新築しようとするものです。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号8番】

(農地担当) それでは8番、宿の件について、●●委員が関係者となりますので退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後2時10分

(農地担当) それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東に宅地、西に道路、南に宅地、北に田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、申請地は●●の店舗施設の東側の農地です。地元としては、問題ない案件と考えておりますが、詳しくは高谷委員にお願いしたいと思います。

(農地担当) 高谷委員、お願いします。

(高谷委員) 現況については今報告があったとおりでして、北に一つだけ田が残っております。この田について水を入れるのがどうかと思いましたが、東に団地があつて、その団地の中を水路が通っていて、水が入るようになっていて問題ありませんでした。排水についても、田の周りに排水路があつて問題ないと思います。日照、通風については、目的が露天駐車場ということで全く問題ありません。土砂の流出については、沈殿槽を設置して対策をするようになっており問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員) 農地の北の東側に水路があるということですが、申請地の北側、東から西に流れるこの水路は、本申請許可後も確保されるように工事がされるということでよろしいですか。

(高谷委員) 田に水が入るまでの水路は確保されます。

(農地担当) 申請書を確認しますと、田の北東の角の水路が無事かどうかということだと思いますが、印刷が見にくいですが、区域外ということでそのまま残りますので問題ないところです。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、8番は許可されました。

【●●委員 入室】 午後2時19分

【受付番号6番】

(農地担当) 続きまして、6番、福井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東に宅地、西に田、南に道路、北に田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件ですが、申請地は180号バイパスと十二箇郷用水のちょうど間、昨今、宅地が増えてきて、農地と宅地が混在化しているエリアです。詳しくは茅原委員からお願いします。

(茅原委員) 受入は、実家に両親と一緒に住んでおりますが、結婚して手狭になったということで、おばあさんの所有する土地へ家を建てるものです。この地域は昔から住宅のあるエリアで、申請地の東も宅地となっています。申請地は南北に長い長方形の田で、南側に道路が接していて、今回の申請は南半分くらいです。北側に農地が残りますが、農地への進入路を残しての申請となっています。予定されている建造物は木造平屋建で、宅地の方に寄せての建築ですので、通風、日照には問題ないと思います。周辺営農に影響はないと思います。北側に残った農地も、ゆくゆくは受入が管理していきたいということです。審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 駅・市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

【報告第14号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第14号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第14号 報告書について朗読】

【報告第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第15号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第15号 報告書について朗読】

【報告第16号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第16号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第16号 報告書について朗読】

【報告第17号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第17号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第17号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 18ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が6件、4条関係が3件、5条関係が4件でございました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

 ないようでしたら、私から報告があります。

 4月総会でお話ししましたが、令和6年度の最適化活動の目標の点検評価について運営委員会で作成をしましたので、皆様に報告させていただきます。

 それでは、事務局から説明をお願いします。

(次長) 【令和6年度の最適化活動の目標の点検評価について説明】

(会長) ありがとうございました。先ほど事務局から説明があったとおり、令和6年度の最適化活動の目標の点検評価については、6月末までに県に報告をしてホームページで公表をすることとなります。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時32分